

盛岡市自然環境調査業務委託 公募型プロポーザル選定要領

(趣旨)

第1 この要領は、盛岡市自然環境調査業務委託公募型プロポーザル方式に対する提案内容を審査し、委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

(審査員)

第2 提案内容を審査し、委託候補者を選定するため、審査員を置く。なお、審査員は、盛岡市環境部長、盛岡市環境部次長、盛岡市環境部環境企画課長のほか、知識経験者とする。

(審査基準)

第3 審査基準は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 業務実施方針
- (2) 業務執行体制及びスケジュール
- (3) 提案内容（市民参加型調査を含む）

(審査方法)

第4 審査は、提案者から提出された書類及びプレゼンテーションにより行うものとする。

- 2 3件を超える提案があったときは、書類選考により上位3件を選出し、それら3件によるプレゼンテーションを実施する。
- 3 審査員は、第3に規定する基準に基づき定める「盛岡市自然環境調査業務委託公募型プロポーザル評価表（以下「評価表」という。）」に掲げる審査項目の各内容について、優劣を5段階で評価・採点する。
- 4 評価の配点は、審査項目の各内容の重要度に応じて倍化する。
- 5 評価表は、別紙のとおりとする。

(選定の方法)

第5 第4の審査の結果から、各審査員の審査点の総合計の最も多い提案を委託候補者とする。ただし、いずれの提案も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、委託候補者なしとする。

- 2 前項の場合において、各審査員の審査点の総合計の最も多い提案が同点の場合には、第3第3号の審査基準における各審査員の審査点の合計の最も多い提案を委託候補者とする。
- 3 前項の場合において、第3第3号の審査基準における各審査員の審査点の合計の最も多い提案が同点であったときは、審査員による協議の上、順位を決定するものとする。

(選定結果等の公表)

第6 選定結果は提案者全員に書面により通知するとともに、委託候補者を公表する。